

Radiata Increase



FP3級 2018 年 9 月 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



----- 解答にあたっての注意 -----

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2018年4月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に
従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5. 各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ
さい。

【第 1 問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問 1》～《問 3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（36歳）は、妻Bさん（35歳）および長男Cさん（0歳）との3人暮らしである。

Aさんは、今年4月に長男Cさんが誕生したことを機に、マイホームの購入や教育資金の準備など、今後の資金計画を検討したいと考えている。Aさんは、その前提として、病気やケガで入院等した場合の健康保険の保険給付や自分が死亡した場合の公的年金制度からの遺族給付の支給など、社会保険制度の概要について理解しておきたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

＜Aさんの家族構成＞

Aさん：昭和56年12月16日生まれ

会社員（厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険に加入）

妻Bさん：昭和58年5月14日生まれ

国民年金に第3号被保険者として加入している。

長男Cさん：平成30年4月19日生まれ

＜公的年金加入歴（平成30年8月分まで）＞

	20歳	22歳	36歳
Aさん	国民年金 保険料納付済期間 (28月)	厚生年金保険 (173月)	
	20歳	22歳	Aさんと結婚 35歳
妻Bさん	国民年金 保険料納付済期間 (35月)	厚生年金保険 (108月)	国民年金 (41月)

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。また、就業の予定はないものとする。

※家族全員、Aさんと同一の世帯に属し、Aさんの健康保険の被扶養者である。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、健康保険の保険給付についてアドバイスした。MさんのAさんに対する アドバイスとして、次のうち最も適切

なものはどれか。

- 1) 「医療費の一部負担金等の額が自己負担限度額を超える場合は、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は、所得区分に応じて、その額が異なります」
- 2) 「Aさんに係る医療費の一部負担金の割合は、入院・外来を問わず、実際にかかった費用の1割です」
- 3) 「Aさんが病気やケガによる療養のために、連続4日以上、業務に就くことができず、当該期間について事業主から報酬が支払われない場合は、所定の手続により、傷病手当金が療養を開始した日から起算して3年を限度として支給されます」

【答え】

1. 適切○

月間の医療費の自己負担額が一か月に一定額を超えた場合、その超

過額について請求すれば、あとで健康保険から支給されます。

70歳未満(69歳以下)の自己負担額は被保険者の**所得水準**により、分けられます。

2. 不適切×

被保険者が療養の給付を受ける場合の一部負担金(自己負担額)では、

原則は自己負担額は医療費の**3割負担**

小学校入学前 …2割

小学校入学~70歳未満 …3割

70歳以上75歳未満 一般所得者 …1割

(平成26年4月以降に70歳 2割)

現役並み所得者 …3割

75歳以上 一般所得者…1割

現役並み所得者 …3割

3. 不適切×

傷病手当金では被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休み十分な給与が受けられない場合、4日目から**最長1年6ヶ月間**支給される。

従って正解は、1

《問2》 Mさんは、現時点(平成30年9月9日)においてAさんが死亡した場合に妻Bさんに支給される遺族厚生年金の金額等について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄1~3に

入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「現時点においてAさんが死亡した場合、妻Bさんに対して遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。

遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（①）に相当する額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（②）に満たないときは、（②）とみなして年金額が計算されます。

また、長男Cさんの（③）到達年度の末日が終了すると、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権は消滅します。その後、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます」

- | | | |
|-----------|--------|-------|
| 1) ① 3分の2 | ② 240月 | ③ 18歳 |
| 2) ① 4分の3 | ② 240月 | ③ 20歳 |
| 3) ① 4分の3 | ② 300月 | ③ 18歳 |

【答え】

遺族厚生年金の支給額は、老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4相当額です。

被保険者の加入月数が300月に満たないときは300月で計算します

下記に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算が加算されます。

40歳から65歳になるまでの間、加算されます。

- ・夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻（子がいても遺族基礎年金を失権している）
- ・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

従って正解は、3 (1)4分の3 (2)300月 (3)18歳

《問3》 現時点(平成30年9月9日)においてAさんが死亡した場合、妻Bさんに支給される遺族基礎年金の年金額(平成30年度価額)

は、次のうちどれか。

- 1) 779,300 円
- 2) 779,300 円+74,800 円=854,100 円
- 3) 779,300 円+224,300 円=1,003,600 円

【答え】

遺族基礎年金の受給額として、

子のある配偶者が受け取るとき 779,300円+子の加算

子の加算 第1子・第2子 各 224,300円

第3子以降 各 74,800円

となっております。

Aさんの家族の場合には、妻Bさん、長男Cさんの3人暮らしですので、

$779,300 \text{ 円} + 224,300 \text{ 円} = 1,003,600 \text{ 円}$

従って正解は、3) $779,300 \text{ 円} + 224,300 \text{ 円} = 1,003,600 \text{ 円}$

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問4》～《問6》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（27歳）は、少額から始められる資産運用の方法として、「非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（以下、当該非課税制度を『つみたてNISA』、非課税口座内に設定される累積投資勘定を『つみたてNISA勘定』という）」について関心を持つようになった。

また、Aさんは、友人が株主優待を目当てに保有しているX社株式（東京証券取引所市場第一部）を自分も購入したいと考えているが、その前提として、PERやPBRなどの株式の投資指標について理解を深めたいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが購入を検討しているX社株式に関する資料は、以下のとおりである。

〈X社の財務データ〉

売上高	: 3,000億円
営業利益	: 110億円
経常利益	: 90億円
純利益（年間）	: 45億円
配当金（年間）	: 1株当たり30円
配当金総額	: 18億円
決算期	: 平成31年2月28日（木）

〈X社株式の関連情報〉

PER	: 16.0倍
PBR	: 1.20倍
ROE	: 7.50%
配当利回り	: 2.50%
株式益回り	: 6.25%
株価	: 1,200円
発行済株式数	: 6,000万株

〈X社株式の株主優待〉

次回権利確定	: 平成31年2月28日時点の株主名簿に記載された株主
お買物券	: 100株以上500株未満 3,000円（3枚）

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 はじめに、Mさんは、つみたてNISAについてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適

切なものはどれか。

- 1) 「つみたてNISA勘定に受け入れることができる限度額は年間40万円です。購入方法は累積投資契約に基づく定期かつ継続的な買付けに限られていますので、40万円分を一括で購入することはできません」
- 2) 「つみたてNISAの非課税期間は、25年間です。つみたてNISAは、長期の分散投資を前提とした資産運用の方法ですので、短期の売買を目的とした資産運用に利用することには適していません」
- 3) 「つみたてNISA勘定に受け入れることができる商品は、ETF(上場投資信託)や公募株式投資信託のうち一定の要件を満たすものです。Aさんが購入を検討されているX社株式をつみたてNISA勘定に受け入れることはできません」

【答え】

1. 適切○

つみたてNISAでは年間40万円までが投資上限金額となって

います。

名称	年間投資上限	非課税期間	対象年齢
NISA	120万円	5年	20歳以上
ジュニアNISA	80万円	5年	20歳未満
つみたてNISA	40万円	20年	20歳以上

2. 不適切×

つみたてNISA の非課税期間は **20 年**です。

一般NISA よりも長期的な積立投資を前提とした資産運用に適しています。

3. 適切○

つみたてNISA での対象商品では、長期の積立や分散投資に適した一定要件を満たす**株式投資信託**、**ETF (上場投資信託)**を対象としており、個別の上場株式は対象外です。

従って正解は、2

《問5》 次に、Mさんは、株式の投資指標について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) 「PERは、株価が1株当たり当期純利益の何倍であることを示す指標です。何倍程度が妥当であるかは、業種や会社の規模等により異なりますので、同業他社との比較や過去のトレンドとの比較等、相対的な比較に利用してください」

2) 「ROEは、総資産(総資本)に対する当期純利益の割合を示す指標です。ROEが高い水準で推移していれば、企業の収益性は高いと判断できます」

3) 「配当利回りは、当期純利益のなかから配当金がどの程度支払われているのかを示す指標です。この指標により、株主への利益還元傾向を見ることができます」

【答え】

1. 適切○

PER（株価収益率）は、株価が1株当たりの当期純利益の何倍かを示す指標です。

PERが低いほど割安です。

PERを知ること、同業他社との比較等に役立ちます。

$PER = \text{株価} \div 1 \text{株当たり当期純利益}$

2. 不適切×

ROEとは自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標のことです。

$ROE(\%) = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$

- ・ ROEが高い＝効率よく利益を上げている

総資産にたいして、どれだけ利益を上げたかを表す指標はROAです。

3. 不適切×

配当利回りとは、株価に対し、1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値です。

$\text{配当利回り} = 1 \text{株当たり年間配当金} \div \text{株価} \times 100$

- ・ 株価に対して何%の配当を出しているかを示す

会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標は配当性向です。

$\text{配当性向} = 1 \text{株当たり配当} \div 1 \text{株当たり当期純利益} \times 100$

従って正解は、1

《問6》 最後に、Mさんは、X社株式の購入についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

1) 「X社株式の次回の配当および株主優待を受け取るためには、権利確定日である平成31年2月28日(木)の7営業日前までにX社株式を購入しておく必要があります」

2) 「Aさんが特定口座(源泉徴収あり)でX社株式を株価1,200円で100株購入し、同年中に株価1,500円で全株売却した場合、手数料等を考慮しなければ、売却益3万円の20.315%相当額が源泉徴収等されます」

3) 「Aさんが特定口座(源泉徴収あり)でX社株式を購入する場合、証券会社所定の売買委託手数料を負担する必要があります。手数料体系は、証券会社各社でさまざまな特徴がありますので、口座を開設する前に比較してみるとよいでしょう」

【答え】

1. 不適切×

株式の配当金の受け取りなどの際には、権利確定日までに対象の株主になっている必要があり、**約定日を含めた4営業日目**に受け渡しとなります。従って権利付き最終日は平成31年2月25日です。

『重要』

上場株式等の受渡日(決算日)は2019年7月16日(火曜)の約定分より1営業日早まり、お取引日から起算して3営業日目に変更されました。これに伴い買付や売却の際の入出金も1営業日早まります。

2. 適切○

源泉徴収ありの特定口座における株式の取引では、**20.315%**(所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%)が源泉徴収となります。

〈購入時〉

X社株を1株1,200円で100株購入した場合 $1,200 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} = 12 \text{ 万円}$

〈売却時〉

1株1,500円で全株売却した場合 $1,500 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} = 15 \text{ 万円}$

売却益 3 万円

・源泉徴収額

$3 \text{ 万円} \times 20.315\% = 6,945 \text{ 円}$

3. 適切○

株式売買の手数料は、決まりはなく、**各証券会社によって金額が違います。**

従って正解は、1

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問7》～《問9》)に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、飲食店を営む個人事業主で、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。

Aさんは、過去に会社員をしていた期間があり、平成30年6月から特別支給の老齢厚生年金を受給している。

Aさんとその家族に関する資料等は、以下のとおりである。なお、金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

<Aさんとその家族に関する資料>

Aさん (62歳) : 個人事業主 (青色申告者)

妻Bさん (60歳) : Aさんが営む飲食店の事業に専ら従事し、青色事業専従者給与 (平成30年分 : 84万円) の支払を受けている。

<Aさんの平成30年分の収入等に関する資料>

(1) 事業所得の金額 : 350万円 (青色申告特別控除後)

(2) 特別支給の老齢厚生年金の年金額 : 30万円

(3) 不動産所得 : ▲100万円 (土地等の取得に係る負債の利子10万円を含む)

※妻Bさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんおよび妻Bさんは、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんおよび妻Bさんの年齢は、いずれも平成30年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄

1～3に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 「事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することにより、事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（ ① ）万円を控除することができます。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高10万円となります」
- ii) 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（ ② ）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について（ ③ ）を選択することができることなどが挙げられます」

- 1) ① 55 ② 3 ③ 先入先出法
2) ① 65 ② 3 ③ 低価法
3) ① 65 ② 7 ③ 最終仕入原価法

【答え】

・「青色申告特別控除」は、正規の簿記の原則に基づき作成された貸借対照表と、損益計算書を添付し、**法定申告期限内**に申告書を提出することで受けられる**65万円控除**と、それ以外に申告期限を過ぎるなどの場合には**10万円控除**があります。

・損益通算をしても赤字のままで損失が出ているもの（＝純損失）がある場合、青色申告者であればその損失分を翌年以降 **3年間繰り越し控除**ができる。

棚卸資産の評価については、**低価法**を選択し、原価と**時価**を比較して、低い方の価格を単価とすることができ、棚卸評価額を下げられます。

従って正解は、2) (1)65 (2)3 (3)低価

《問8》 Aさんの平成30年分の所得税の課税に関する次の記述の

うち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「妻Bさんの平成30年分の合計所得金額は38万円を超えないため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます」
- 2) 「Aさんの場合、公的年金等の収入金額の合計額が70万円以下であるため、公的年金等に係る雑所得の金額は算出されません」
- 3) 「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等の取得に係る負債の利子10万円に相当する部分の金額は、Aさんの事業所得の金額と損益通算することはできません」

【答え】

1. 不適切×

青色申告者と生計を一にする配偶者や親族等が事業の手伝いをしている場合、その給与を青色申告専従者給与として必要経費にすることができます。

これにより、青色申告専従者給与を受けている場合には、配偶者控除は併用して受けることは出来ません。

2. 適切○

65歳未満の公的年金等控除額は70万円となっており、公的年金等の

収入金額の合計が30万円のAさんの場合には、全額控除となります。

受給者の年齢	公的年金等の収入額の合計(A)	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円超410万円未満	$(A) \times 25\% + 37.5\text{万円}$
	410万円超770万円未満	$(A) \times 15\% + 78.5\text{万円}$
	770万円以上	$(A) \times 5\% + 155.5\text{万円}$
65歳以上	330万円未満	120万円
	330万円超410万円未満	$(A) \times 25\% + 37.5\text{万円}$
	410万円超770万円未満	$(A) \times 15\% + 78.5\text{万円}$
	770万円以上	$(A) \times 5\% + 155.5\text{万円}$

3. 適切○

不動産所得のうち、**土地取得のための借入金の利子**は損益通算の対象外です。

【損益通算の対象とならないもの】

[不動産所得]

- ・ **土地取得のための借入金の利子**（建物はOK）

[譲渡所得]

- ・ 生活に通常必要でない資産の譲渡によって生じた損失（別荘・クルーザー・30万円を超える貴金属等・ゴルフの会員権）
- ・ 土地・建物等の譲渡損失（ただし自分の住む家など、特定の居住用財産の譲渡損失は損益通算できる特例がある）
- ・ 株式等の譲渡損失（上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能）

従って正解は、1

《問9》 Aさんの平成30年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 250 万円
- 2) 260 万円
- 3) 380 万円

【答え】

総所得金額の計算では、総合課税の所得を合算し、損益通算して算出します。

Aさんの所得は事業所得と特別支給の老齢厚生年金の雑所得、不動産所得です。

Aさんの特別支給の老齢厚生年金は 30 万円です。

65歳未満の公的年金等控除額は70万円となっており、公的年金等の収入金額の合計が30万円のAさんの場合には、全額控除となります。

不動産所得では、土地取得のための借入金の利子（建物は OK）は損益通算できないため、利子である 10 万円は損益通算できません。

よって、350 万円(事業所得) + 0(雑所得) - 90 万円(不動産所得)
= 260 万円

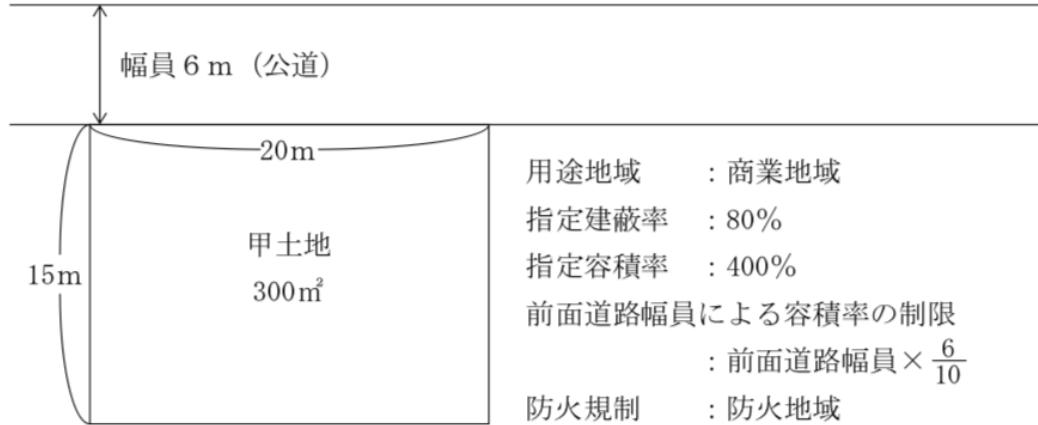
従って正解は、2

【第 4 問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問 10》～《問 12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（65歳）は、自身の相続対策を兼ねて、所有する甲土地（現在は駐車場）に賃貸マンションの建築を検討している。甲土地の概要は、以下のとおりである。

〈甲土地の概要〉



- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地に賃貸マンション(耐火建築物)を建築する場合の建築面積の上限は、次のうちどれか。

1) 240m^2

2) 270m^2

3) 300m^2

【答え】

【建ぺい率】

建築面積=敷地面積×建ぺい率

・ 防火規制の異なる土地に建築物を建築する場合には、その敷地全部について、**厳しい方の規制が適用**されます。また、

・ 耐火建築物を防火地域内で建築する場合

・ 特定行政庁が指定する角地である場合

いずれかの場合には**建ぺい率の緩和**を受けることができ、それぞれの場合で 10% (両方に該当する場合には 20%) の緩和を受けられます。

また、指定建ぺい率が 80% の場合で、防火地域に耐火建築物を建築する場合には建ぺい率の制限はありません。(100%となる)

本問では、**指定建ぺい率が80%の場合で、防火地域に耐火建築物を建築予定**ですので、**建ぺい率の制限はなく100%**です。

$$300\text{m}^2 \times 100\% = 300\text{m}^2$$

従って正解は、3

《問11》 甲土地に賃貸マンション(耐火建築物)を建築する場合の延べ面積の上限は、次のうちどれか。

- 1) 960m^2
- 2) $1,080\text{m}^2$
- 3) $1,200\text{m}^2$

【答え】

【容積率】

[計算式]

容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

・容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10 または 6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

本問では前面道路は6mで、商業地域となっておりますので、

$6\text{m} \times 6 \div 10 = 360\%$

指定容積率は400%ですので、小さい方の容積率360%を使用。

$300\text{m}^2 \times 360\% = 1,080\text{m}^2$

従って正解は、2

《問12》 Aさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「賃貸マンションの敷地(貸家建付地)の価額は、『自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)』の算式により評価されます」
- 2) 「賃貸マンションを建築することで土地に係る固定資産税が軽減されます。住戸1戸当たり330m²までの小規模住宅用地について、課税標準となるべき価格を2分の1とする特例の適用が受けられます」
- 3) 「賃貸マンションを建築することで相続税等の軽減が期待できますが、将来の賃料の低下、空室リスク、借入金の返済が滞ることのリスクなどを考慮し、実行にあたっては慎重な計画が求められます」

【答え】

1. 適切○

土地所有者が自用地に、賃貸物件等と建築し、その宅地を他者へ化している場合には貸家建付地として評価します。

貸家建付地の評価額は

自用地評価額 $\times$ (1-借地権割合 $\times$ 借家権割合 $\times$ 賃貸割合)

2. 不適切 $\times$

住宅用地の課税標準の特例として、小規模住宅用地か一般住宅用地によって、適用される課税標準が変わります。

小規模住宅用地(200 m²以下)…標準課税 $\times$ 1/6

一般住宅用地(200 m²以上) …標準課税 $\times$ 1/3

3. 適切 $\bigcirc$

賃貸マンション等の貸家建付地では、第3者に貸すなどして借地権割合や借家権割合などの減額措置を受けられます。

ですが、空室を出さず入居者を絶やさず維持することや、買い手がつかなく賃料を安くするなど、デメリットも考えて慎重に検討することが大切です。

従って正解は、2

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問13》～《問15》)に答えなさい。

《設 例》

X県内の自宅で1人暮らしをしていたAさんは、平成30年8月10日に病気により死亡した。Aさんの夫は10年前に他界しており、Aさんの相続に係る法定相続人は長男Bさんのみである。

長男Bさんは、故郷であるX県内には住んでおらず、東京近郊の都市に自宅を保有し、居住している。長男Bさんは、将来的にX県に戻る予定がないため、Aさんが1人で暮らしていた実家（敷地および建物）については、相続手続きが終了後、売却したいと思っている。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんの相続財産（相続税評価額）＞

①現預金 : 4,000万円

②自宅（実家）

敷地（250㎡） : 3,500万円

建物（昭和55年築） : 500万円

③賃貸アパート（全室、賃貸中）

敷地（300㎡） : 4,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の相続税評価額）

建物 : 3,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄1～3に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、(①) 万円である。
- ii) 相続税の申告書は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から (②) カ月以内に提出しなければならない。
- iii) 賃貸アパートを経営していたAさんが平成30年分の所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、長男Bさんは、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から (③) カ月以内に準確定申告書を提出しなければならない。

- | | | |
|------------|------|-----|
| 1) ① 3,000 | ② 10 | ③ 3 |
| 2) ① 3,600 | ② 4 | ③ 3 |
| 3) ① 3,600 | ② 10 | ③ 4 |

【答え】

・遺産にかかる基礎控除額の算出方法は
 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数 です。

Aさんの場合には法定相続人は、長男Bさんのみとなりますので、
 3,000 万円 + 600 万円 × 1 = 3,600 万円

・相続税の納付書の提出では、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 カ月以内にしなければいけません。
 提出先は、亡くなった人の住んでいた住所の所轄税務署長です。

・相続人が行う準確定申告では、相続の開始のあったことを知った日の翌日から 4 ヶ月以内に、亡くなった人の住んでいた住所の管轄税務署へ提出しなければいけません。

従って正解は、3) (1) 3,600 (2) 10 (3) 4

《問14》 Aさんの相続に係る課税遺産総額(課税価格の合計額-遺

産に係る基礎控除額)が 1億円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 1,220万円
- 2) 1,600万円
- 3) 2,300 万円

資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～	1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円

【答え】

課税遺産総額の算出方法は、各法定相続人に分配される財産の税額を計算し、それらを合算して算出します。

課税遺産総額を法定相続人に分配すると
相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父 母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2が いない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

Aさんの場合には**法定相続人は長男のBさんのみ**なので、遺産は全てBさんが相続します。よって**1/1**
相続税の速算表より、1億円では税率30%、控除額は700万円です。

つまり、 $1 \text{ 億} \times 1/1 \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 2,300 \text{ 万円}$

課税遺産総額=2,300万円

従って正解は、3

《問15》 長男Bさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適

切なものはどれか。

- 1) 「長男Bさんが賃貸アパートの敷地を相続により取得し、貸付事業用宅地等として小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、その敷地は200m²までの部分について80%の減額が受けられます」
- 2) 「長男Bさんが相続により取得した実家の敷地および建物を一定の要件を満たしたうえで譲渡し、被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けた場合、最高3,000万円の特別控除の適用を受けることができます」
- 3) 「相続税の申告書の提出先は、Aさんの住所地を所轄する税務署ではなく、相続により財産を取得した長男Bさんの住所地を所轄する税務署となります」

【答え】

1. 不適切×

小規模宅地の特例を受けた場合に貸付事業用宅地の場合には敷地面積 200 m²を上限に 50%を減額します。

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330m ²	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730m ² まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400m ²	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地 (賃貸マンション等)	200m ²	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

2. 適切○

- ・譲渡した相手が親族や同族会社などへの譲渡ではないこと。
- ・居住しなくなった日から 3 年目の年の 12 月 31 までに譲渡していること

等の要件を満たすことで、居住用財産の 3,000 万円の特別控除の適用が可能です。

3. 不適切×

相続税の納付書の提出では、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内にしなければいけません。

提出先は、亡くなった人の住んでいた住所の所轄税務署長です。

従って正解は、2

